



令和 8 年 6 月 1 日

議 案 参 考 資 料

6 月 定 例 会 議

常 総 市



◎議案第 1 号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があってはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、水海道川又町、水海道山田町、水海道宝町、水海道淵頭町、水海道諏訪町を管轄する常総市消防団第 2 分団の車両及び菅生町、大塚戸町を管轄する第 1 1 分団の車両で、いずれも導入から 20 年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加しているとともに、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、指名競争入札に付し、5 者からの応札の結果、小池株式会社が 5 千 8 百 7 2 万 5 千 2 百 9 6 円で落札し、令和 8 年 4 月 23 日に仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新(案)	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成29年度 (2)	水海道	第4分団	2tポンプ	横曽根新田町, 笹塚新田町, 大生郷町, 大生郷新田町, 五郎兵衛新田町, 伊左衛門新田町	H29年度
		第6分団	2tポンプ	中妻町, 三坂町	H29年度
令和元年度 (3)	石下	第13分団	2tタンク	本石下	R2年度
		第19分団	2tタンク	篠山, 蔵持, 蔵持新田	R2年度
		第23分団	2tポンプ	崎房, 孫兵衛新田, 左平太新田	R元年度
令和2年度 (2)	水海道	第3分団	2tタンク	豊岡町	R2年度
		第10分団	2tタンク	内守谷町	R2年度
令和3年度 (1)	石下	第12分団	2tタンク	原宿, 小保川, 若宮戸	R3年度
令和4年度 (2)	石下	第16分団	2tタンク	館方, 豊田	R4年度
		第18分団	2tタンク	向石下, 杉山	R4年度
令和5年度 (1)	石下	第14分団	4tタンク	新石下(六軒除く)	R6年度
令和6年度 (2)	石下	第17分団	2tタンク	本豊田, 曲田, 六軒	R7年度
		第21分団	2tタンク	古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 鴻野山新田	R7年度
令和7年度 (2)	石下	第20分団	2tタンク	国生, 岡田, 中沼	H16年度
		第22分団	2tタンク	鴻野山, 馬場, 大沢新田, 栗山新田, 馬場新田, 大沢 水海道川又町, 水海道山田町, 水海道宝町, 水海道淵頭町, 水海道諏訪町	H16年度
令和8年度 (2)	水海道	第2分団	2tポンプ	菅生町, 大塚戸町	H17年度
		第11分団	2tポンプ	沖新田町, 三坂新田町, 川崎町, 上蛇町, 福二町	H17年度
令和9年度 (2)	水海道	第7分団	2tポンプ	小山戸町, 中山町, 相野谷町, 新井木町, 兵町, 長助町, 箕輪町, 大崎町, 十花町, 平町, 東町	H19年度
		第8分団	2tポンプ	坂手町	H18年度
令和10年度 (2)	水海道	第9分団	2tポンプ	坂手町	H20年度
	石下	第15分団	4tタンク	大房, 東野原, 山口, 平内, 収納谷	H14年度
令和11年度 (1)	水海道	第1分団	2tポンプ	水海道高野町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道本町, 水海道元町, 水海道橋本町, 水海道森下町, 水海道栄町	H21年度
令和12年度 (1)	水海道	第5分団	2tポンプ	羽生町, 大輪町, 花島町	H22年度

## 物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 消防ポンプ自動車更新事業  
(2) 仕 様 仕様書のとおり  
(3) 数 量 仕様書のとおり  
(4) 契約金額 ￥58,725,296—  
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む)  
うち取引に係る消費税 ￥5,335,276—  
及び地方消費税の額  
(5) 納入期限 令和9年3月26日  
(6) 納入場所 常総市水海道諏訪町  
(7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池(株) とが次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しないときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ることができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うものとする。

第 6 条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第 7 条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

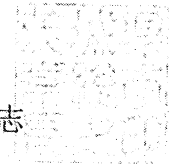
令和 8 年 4 月 23 日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3

常総市

常総市長

神 達 岳 志



受注者

茨城県古河市幸町 1 番 45 号

小池株式会社

代表取締役 小池昌平

## ◎議案第 2 号 常総市行政手続条例の一部を改正する条例について

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、常総市行政手続条例の聴聞等の通知に係る公示送達についてもデジタル化するため所要の改正を行うものです。

国は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のため、デジタル化を妨げているアナログ規制の見直しを推進しており、その一環として特定の場所において書面で掲示することとしていた不利益処分に係る通知について、インターネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるようにしました。これを受け、行政手続法と趣旨を同じくする常総市行政手続条例についても、同様の改正を行うことといたします。

行政手続条例では、許認可の取消し等の不利益処分を行う際、原則として対象者に意見陳述の機会を与えるため、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ることとしております。この際、対象者の所在が判明しない場合は、当該手続に関する通知を市庁舎の掲示板に掲示することによって送達があったものとみなす公示送達を行うこととしておりますが、市庁舎での掲示に加え、インターネットによる閲覧を可能とする改正を行います。これにより、時間や場所を問わず、必要な情報を確認できるようになり、不利益処分を受ける可能性のある対象者にとって、利便性の向上が図られることとなります。

○常総市行政手続条例

平成 9 年 3 月 2 4 日

条例第 1 号

目次 略

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及びこれに基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の定める規則その他の規程並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年茨城県条例第 4 4 号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年茨城県条例第 7 3 号）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の定める規則その他の規程をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し、何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分
  - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該

申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 行政機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 7 章に規定する執行機関として市に置かれる各機関，これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(7) 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導，勧告，助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し，一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって，条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等の規定上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

### 第 3 条—第 12 条 略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第 13 条 行政庁は，不利益処分をしようとする場合には，次の各号の区分に従い，この章の定めるところにより，当該不利益処分の名宛人となるべき者について，当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか，名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは，前項の規定は，適用しない。

(1) 公益上，緊急に不利益処分をする必要があるため，前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって，その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書，一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明され

たものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置，維持若しくは管理又は物の製造，販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において，専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測，実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し，一定の額の金銭の納付を命じ，又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上，それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第 1 4 条 行政庁は，不利益処分をする場合には，その名宛人に対し，同時に，当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし，当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は，この限りでない。

2 行政庁は，前項ただし書の場合においては，当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き，処分後相当の期間内に，同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは，前 2 項の理由は，書面により示さなければならない。

## 第 2 節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第 1 5 条 行政庁は，聴聞を行うに当たっては，聴聞を行うべき期日までに相当な期間において，不利益処分の名宛人となるべき者に対し，次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては，次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ，及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠

書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、~~その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること~~公示の方法によって行うことができる。~~この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。~~

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者（~~同条第 3 項後段~~同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

第 17 条—第 21 条 略

(続行期日の指定)

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞

の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「~~掲示を始めた日から2週間を経過した~~とき」とあるのは「~~掲示を始めた日から2週間を経過した~~とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、~~掲示を始めた~~、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

#### 第23条・第24条 略

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

#### 第26条・第27条 略

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、~~「同項第3号同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号第28条第3号」と~~、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、~~「同条第3項後段同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段第15条第4項後段」と読み替えるものとする。~~

第 30 条—第 36 条 略

第 6 章 届出

第 37 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第 15 条第 1 項又は第 28 条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第 3 章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第 3 章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 5 石下町の編入の日前に、石下町行政手続条例（平成 9 年石下町条例第 25 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(水海道市税条例の一部改正)

- 6 水海道市税条例（昭和 33 年水海道市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(水海道市印鑑条例の一部改正)

- 7 水海道市印鑑条例（昭和 57 年水海道市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

中略

附 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項（第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

◎議案第 3 号 常総市児童館の設置及び管理に関する条例及び常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、本市が設置しております水海道児童センター及び水海道交流センターの敷地につきまして、土地管理の適正化及び資産管理の効率化を図ることを目的として合筆を実施したことに伴い、関係する各設置条例の所在地規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。

これまでの経緯といたしましては、当該施設の敷地は複数の地番にまたがって存在しており、設置条例上の所在地につきましても、そのうちの代表的な地番を記載して対応しておりました。

このたび、土地の境界を明確にし、登記上の管理を簡素化するため、これらを一つの地番へと統合する合筆登記を完了いたしました。これにより、従来の条例上の記載と現在の登記簿上の地番との間に差異が生じることとなったため、現状に即した正確な表記に改める必要がございます。

これに伴い、各施設の設置条例において規定している「所在地」の地番を、現在の登記簿上の正確な表記へと改めるものです。

なお、本案は改正の理由及び内容が共通していることから、両施設に係る条例を一括して改正いたします。

○常総市児童館の設置及び管理に関する条例

昭和54年3月31日

条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童館を次のとおり設置する。

名称	位置
常総市水海道児童センター	<del>常総市水海道宝町3372番地3</del> 常総市水海道宝町3372番地1
常総市三坂児童館	常総市三坂町402番地1

第3条—第12条 略

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（重要な公の施設に関する条例の一部改正）

2 重要な公の施設に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1 重要な公の施設」を「別表第1 重要な公の施設（第2条関係）」に改め、同表に次の1号を加える。

（10）児童館

別表第2中「別表第2 長期かつ独占的な利用」を「別表第2 長期かつ独占的な利用（第2条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3 特に重要な公の施設」を「別表第3 特に重要な公の施設（第3条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4 長期かつ独占的な利用又は廃止」を「別表第4 長期かつ独占的な利用又は廃止（第3条関係）」に改める。

中略

附 則（令和7年条例第30号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例

令和7年9月24日

条例第31号

（設置）

第1条 地域住民の交流の場及び生涯学習の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市水海道交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 常総市水海道交流センター

(2) 位置 ~~常総市水海道宝町3-3-7-2番地3~~常総市水海道宝町3-3-7-2番地1

第3条—第20条 略

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定の手続、施設の利用許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

3 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

（常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

4 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和8年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和8年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表 略

◎議案第 4 号 財産の取得について

食器浸漬装置及びコンテナ洗浄機については、設置後 25 年が経過し、老朽化による不具合が生じており、また、架台の腐食が深刻な状況となっているため、更新が必要となっている状況です。そのため、食器浸漬装置及びコンテナ洗浄機更新を行い、安全・安心で安定的な給食の提供を図るために、令和 8 年 4 月 23 日に指名競争入札を実施いたしました。

結果につきましては、6 者からの応札があり、三英物産株式会社が 6 千 6 百 1 6 万 5 千円で落札いたしましたので、令和 8 年 4 月 23 日に同社と仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

## 物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 食器浸漬装置及びコンテナ洗浄機更新  
(2) 仕 様 仕様書のとおり  
(3) 数 量 仕様書のとおり  
(4) 契約金額 ￥66,165,000-  
(消費税含む)  
うち取引に係る消費税 ￥6,015,000-  
及び地方消費税の額  
(5) 納入期限 令和8年12月28日  
(6) 納入場所 常総市玉学校給食センター  
(7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 三英物産(株) とが次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しないときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ることができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うものとする。

第 6 条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた<sup>かし</sup>瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第 7 条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和 8 年 4 月 23 日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3

常総市

常総市長

神 達 岳 志

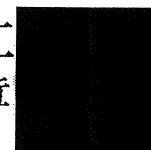


受注者

水戸市双葉台四丁目 569 番地の 3

三英物産株式会社

代表取締役 石 塚 義 章



## ◎議案第 5 号 常総市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を契機に、消防庁及び林野庁から林野火災対策の推進に取り組むよう通知が発出されたことを受け、火入れの中止に関する要件の整備を行うものです。

消防庁及び林野庁から発出された通知では、各地方公共団体の火災予防条例において、降水量や乾燥といった条件により林野火災が発生しやすい危険な状況と認める場合に林野火災注意報及び林野火災警報を発令する旨を位置付けること、及びこれらが位置付けられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記することとする技術的助言がなされました。

これを受け、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例が改正され、林野火災注意報及び林野火災警報が位置付けられたことから、常総市火入れに関する条例において、林野火災注意報等が発令されている場合の対応を加える改正を行います。

常総市火入れに関する条例では、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報等が発表された場合には、火入れを行ってはならないとしています。林野火災注意報及び林野火災警報が発令されている場合についても、林野での火災の危険性が高まっている状況であることから、火入れの中止の要件に、林野火災注意報及び林野火災警報が発令されている場合を追加することといたします。

○常総市火入れに関する条例

平成17年12月28日

条例第120号

(趣旨)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）

第21条に規定する火入れの許可の申請について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請に当たっては、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。

第3条—第12条 略

(火入れの中止)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、~~異常乾燥注意報~~若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき場合、又は強風注意報、~~異常乾燥注意報又は~~若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令されたとき場合には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第15条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。

4 前項の規定を適用する場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第6号 市道の路線の廃止について（3003号線）



路線名	起点		終点	
3003	大塚戸町1839		大塚戸町1822	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	151.23m	2.00m	2.00m	